

第 10 号議案

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例
 神戸市立体育施設条例（平成 8 年 3 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(名称等)	(名称等)																		
第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西 体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市立小 野浜公園球 技場</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市中央区小野浜町 131 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 体育館	[略]	神戸市立小 野浜公園球 技場	神戸市中央区小野浜町 131 番地	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立西 体育館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西 体育館	[略]	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立西 体育館	[略]																		
神戸市立小 野浜公園球 技場	神戸市中央区小野浜町 131 番地																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立西 体育館	[略]																		
[略]	[略]																		

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館、神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料 (第6条関係)

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

[略]

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

別表第7 神戸市立港島南球技場の使用料 (第6条関係)

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

[略]

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の神戸市立体育施設条例 (以下この項において「新条例」という。) を施行するために必要な神戸市立小野浜公園球技場に係る新条例第4条の許可、新条例第6条の使用料の收受、新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な

行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

(都市公園条例の一部改正)

3 神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前														
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）														
(1) 附属設備を除く有料公園施設										(1) 附属設備を除く有料公園施設														
都市公園名					有料公園施設					都市公園名					有料公園施設									
[略]					[略]					[略]					[略]									
布引公園					[略]					布引公園					[略]									
[略]					[略]					小野浜公園					球技場									
[略]					[略]					[略]					[略]									
(2) [略]										(2) [略]														
別表第2（第14条関係）										別表第2（第14条関係）														
(1)～(5) [略]										(1)～(5) [略]														
(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合										(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合														
種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利 用	団体利 用	種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利 用	団体利 用	
			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間利 用						午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	時間利 用			
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]
球技場	瀬戸公園	[略]							[略]			球技場	瀬戸公園	[略]						[略]				
	海浜公園	[略]							[略]	[略]	[略]		小野浜公園	[略]						[略]				
	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]		[略]	海浜公園	[略]	[略]							[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]	
(7)、(8) [略]										(7)、(8) [略]														
備考 [略]										備考 [略]														

理 由

小野浜公園球技場を体育施設として設置することに伴い、条例を改正する必要があるため。